

長沙走馬樓呉簡にみえる「限佃」名籍について

九〇

鷺尾 祐子

序

中国古代の専制国家は、支配下に置く人々の名簿を作成し、その所属する里や、年齢・性別・爵位などの基本的な事項に関して、逐一把握していた。この、前漢最盛時には六千万もの人々について記載した膨大な資料の蓄積が、いわゆる人身的な支配を完遂する土台となったことは、論を待たない。そして、このような名簿は、「戸」を範囲として作成されたのであり、もし、それを現在参照することが出来れば、当時の人々とその生活の場である家庭について知る重要な手がかりとすることが可能である。一九九六年に湖南省長沙走馬樓の古井から出土した大量の竹簡は、ほとんどが三国呉・孫権の治世の資料だが、一般の人々の名籍^①を多数含み、それを利用して国家の民を把握する制度や、家族の状況などを窺う可能性が開かれている。

走馬樓呉簡の名籍には、多様な書式を含む。「竹簡壹」が刊行され、十三万以上ものにのぼる全竹簡の内の一万点ほどが明らかになった時点で、すでにこのことが指摘されており、いかなる書式が存在するのか整理し、各書式が組合わさって、どのように完成した一つの簡冊になるのかを明らかにすることが試みられた^②。そして多様な書式の名籍中には、某郷某里に属する吏民すべてを対象にした調査の記録が、複数存在する。

南郷謹列嘉禾四年吏民戸數(?)口食人名年紀簿(「竹簡壹」14・190・88)
廣成郷謹列嘉禾六年吏民人名年紀口食爲簿(「竹簡貳」179・8)

「竹簡壹」九〇八八と「竹簡貳」一七九八は名籍の表題簡にあたりと考えられ、二者ともに某郷吏民の口食・人名・年紀の簿を謹列すると記載されている。このような表題簡が「竹簡壹」―「竹簡参」にかけて散見し、竹簡が出土した井戸中に、一般吏民の名籍が複数存在したことが明らかである。しかし、このような一般人戸の名籍以外に、特別な人々の名籍が存在することも、良く知られている。中でも「師佐籍」と呼称される(王素・宋少華・羅新一九九九)、官設の工場で労働にたずさわる手工業技術者の籍が多く存在し、その書式と記載内容は一般人戸の書式と相違する。

觚慰師臨湘謝「患」年卅一 見(「竹簡壹」12・158・28)
鄧妻姑年廿九 見(「竹簡壹」12・158・22)

これ以外にも軍吏父兄の名籍(「竹簡」郷謹列軍吏父兄人名年紀爲簿(「竹簡参」31・138・14)などが見られるが、とりわけ「竹簡貳」に見える限佃人戸の籍は、当該名籍を構成すると特定可能な簡がある程度存在するため、一般の戸の名籍以外の名簿について考察する適切な資料となりうる。

この限個人戸の籍に関しては、谷口建速二〇〇八が言及し、表題簡・郷ごとのまとめの簡を紹介し、さらに本文に当たる簡の確定は難しいとしつつ、戸主簡・戸ごとの集計簡と考えられる簡を挙げている。確かに、編綴が切れて簡相互のつながりが失われた状態では、同一の名籍簡冊を構成する諸簡を特定することは、難しい。とりあえず、サイズや書式の類似などに依拠して、まとまって存在する簡を集成し、同じ種類の名籍である可能性を検討するほかないと考えられる。

本論では、限個人戸の名籍と考えられる簡を集成し、その書式について検討し、名籍に現れた限個人戸の特色について考察する。なぜならば、この限個人戸名籍に見える戸には、顕著な傾向が存在するからである。また、偏った家族構成を有する戸の姿を現すが故に、名籍資料を検討して一般吏民の戸の特色を考察するに際し、この種類の名籍は除外しなければならぬが、その書式は他の一般戸の書式とほぼ同じであり、区別が難しい。そして、同様な名籍が他にも存在する可能性があるのであり、それを提起するためでもある。

一、「竹簡貳」限個人戸口食人名簿を構成する連記簡の検討

走馬楼呉簡に見える名籍簡には、一片につき一名を記載する書式と、複数名を記載する書式（連記簡）^③が存在し、記載内容によって書き分けられたか否かは、明らかにされていない（鷲尾祐子二〇一〇b参照）。同じ内容の記述が、連記で記載されることもあれば単記によって記載されることもあるとしか、現時点では言えない。「竹簡貳」の示意図と、その前後に番号が連続する諸簡（「竹簡貳」一五三六―二四九六まで）には、連記形式の書式が連続して出現するが、これらの諸簡の書式は、さらに二種類

に分類することが可能であることをすでに論じた（鷲尾祐子二〇一〇b参照）。また、「竹簡貳」の一五三五番より前の番号にも連記式の名籍簡が存在するが、しかしいささか特殊な書式によって記載される一五三六以降の連記簡とは書式が相違し、さらに大きさも明らかに異なり、別の機会に作成されたものであると推測される。

ところで、十万枚を越える竹簡は、65の盆に分類され、同盆であるか否かは、同じ簡冊を構成するか否かを決定する手がかりとなるが、「竹簡貳」の諸簡については盆番号が不明である。番号の連続性に頼るのは心許ないが、一五三五までに見える名籍書式はほぼすべて次ぎに紹介する書式であることから、同一種類の簿籍であると推定し得ると考える。

たとえば、「竹簡貳」三〇・三一・三二番と連続して同じ書式の連記簡が並ぶが、谷口建速編二〇〇九に見える実測記録によれば、すべて長さ21.7―22.0 cm、幅0.8程度の大きさ（表1参照。三〇は、図版上では長さ21.8 cm、幅0.8 cm）の簡であり、みな同じ簿籍の一部であると考えられる。

〔安〕陽里戸人公乘孫陶年卅七 妻大女思年廿六（「竹簡貳」三〇）
 富貴里戸人公乘呉□年卅□ 妻大女汝年廿九（「竹簡貳」三一）
 新造里戸人公乘僉巡年卅二 妻大女遑年卅（「竹簡貳」三二）

「竹簡貳」示意図と同じ書式の諸簡が見えるのは一五三六番以降だが、ここに挙げた諸簡と書式を同じくする簡は、それより前の番号に散見する（表1参照）。呉簡にみえる戸単位で記載される名籍は、冒頭に戸人（戸主・戸の責任者）を記載し、続けて他の成員を記載し、最後に一簡を費やして戸単位の集計を記す。前掲諸簡（「竹簡貳」三〇―三二）およびこれと同じ書式の諸簡は、戸人記載の冒頭に里名を記し、戸人と明記し、爵位

表 1・限佃名籍簡表

	番号	文	備考
1類・戸人簡			
	1	口中里戸人公乘蔡威年五十五 妻姑年卅九	
	4	□□里戸人公乘蔡客年卅六 妻大女汝年卅九	
	13	□里戸人公乘潘蘇年七十一	
	30	[安] 陽里戸人公乘孫陶年卅七 妻大女思年廿六	実測長さ 21.9cm、幅 0.8cm (谷口編 2009)
	31	富貴里戸人公乘呉□年卅□ 妻大女汝年廿九	実測長さ 22.0cm、幅 0.7 - 0.8cm (谷口編 2009)
	32	新造里戸人公乘僉巡年卅二 妻大女遑年卅	実測長さ 21.7cm、幅 0.9-0.8cm (谷口編 2009)
	34	z 五十五 贛妻秋年卅九 贛小女姑年三歳	三名連記。「竹簡貳」釈文によれば上端欠ける。
	46	□貴里戸人公乘龔士年卅□ 妻大女宋(?)年卅九	
	69	洄(?)里戸人公乘周倉年五十五 妻大女湛(?)年卅七	
	71	五唐里戸人公乘周尊年八(?)十二	
	73	……戸人公乘程(?) 塹年卅五 妻大女黄年卅一	
	75	宜陽里戸人公乘潘衣年卅九 妻大紫年卅五	
	78	春平里戸人公乘潭澤年卅五 妻大女休年卅一	
	80	吉陽里戸人公乘李堤年卅 妻大女服年廿五	
	84	富貴里戸人公乘鄭米(?)年六十七 妻大女汝年六十	
	101	平眺里戸人公乘□□年五十□ 妻大女□年□□	図版上長さ 21.2cm
	106	□□里戸人公乘雷怒年廿七 妻大女姑年廿六	
	111	□□里戸人公乘唐 [菘] 年卅 妻大女汝年 z	
	149	富貴里戸人公乘費可(?)年六十 妻大女貞年卅九	
	190	富貴里戸人公 [乘] …… 妻大女恩年卅九	
	243	[富貴里] 戸人公乘文□年卅□ 妻大女黄年卅二	
	247	[緒] 中里戸人公乘黄懷年卅二 妻大女合年卅	
	252	東扶里戸人公乘唐若年五十二 妻會年卅九	
	1449	度里戸人公乘婁尾年五十一 尾妻愁(?)年五十三	
1類・戸集計簡			
	2	・右坑家口食二人	
	3	・右家口食二□	
	5	z 右元家口食二人	
	7	・右若家口食 z	
	10	・右衣家口食二人	
	11	右 [陰] 家口食二人	
	14	右士家口食□人	
	15	右□家口食□人	
	38	右□家口食二人	
	39	右□家口食□人	
	45	・右惕家口食二人	
	65	・右愁家口食六□	
	66	右堤家口食五人	
	72	右怒家口食三人	
	77	右□家口食三人	
	83	・右 [☒] 家口食二人	
	145	右倉家口食二人	
	233	・右贛家口食三人□?	
	244	・右就家口食二人	
	246	右莫家口食一人	
	262	右□家口食一人	
	426	右懷家口食二人	
2類・戸人簡			
	104	安陽里戸人公乘李□年卅□ 妻□年卅六	
	256	□□里戸人公乘李馮年五十 妻 [愛] 年卅九	
	292	宜陽里戸人公乘李遺年五十 妻大女妾年卅一	図版上長さ 23.0cm、幅 0.9cm
	424	……年廿七 妻汝年廿六	
	474	……廬開年卅六 妻……年廿九……	
	527	大成(?) 里戸人公乘朱遺…… ……年卅……	
	847	□里戸人 [言] 肥年卅二	

2類・戸集計簡			
	59	右儀家口食二人	
	81	・右鐵家口食二人	
	1443	右□家口食二人	
3類・戸人簡			
	37	彈渡里戸人公乘唐啓(?)年六十二 中 妻應年五十一	実測 23.6cm幅 0.8-1.0cm (2009 特刊)
	1102	吉陽里戸人公乘常宜年冊 妻當年卅九	
	1424	蓑龍里戸人公乘□易年冊(?) 妻兒年卅九	
	1436	蓑龍里戸人公乘石蓑年冊五 妻奴年卅二	
3類・戸集計簡			
	68	右□家口食□□	
	453	・右時(?) 家口食二人	
	1425	右蓑家口食二人	
	1426	・右這(?) 家口食二人	
その他・不明簡戸人簡			
	12	義成里戸人公乘壬署年卅一	
	56	常遷里戸人公乘蒸稠年廿二 z	図版上幅 0.6cm
	58	小赤里戸人公乘潘奴年廿 妻阿年 z	図版上幅 0.5cm
	100	z 戸人公乘張揚年廿五 妻大女□年十八	
	297	富貴里戸人公乘吳胡年卅五 妻大女姑 [年] z	
	645	z 鄧(?) 騰年六十 妻大女妾年五十九 z	
	878	汨里戸人公乘謝猗年六十二 猗妻客年冊 z	
	895	z □ 妻應年卅	
	1010	z 妻大女汝年卅一	
	1075	□□里戸人公乘度貴(?) 年五十五 妻大女休年廿九 z	
	1220	妻 [時] 年 z	
	1366	z 妻妾年卅一 z	
	1428	z …… 妻緒年卅九	
その他・不明簡戸集計簡			
	62	z ・右驚家口食三人 (
	88	・右□家口食□口人 …… z	
	236	・右 [復] 家口食二人 警五十	書式相違、図版上長さ 20.7cm
	240	・右度家口食□ [人]	図版上長さ 21.2
	260	右 [道] 家口食二人	
	261	・右文家口食一人	
	314	右 [別] 家口食二人	
	401	・右□家口食二人	
	466	z □家口食二人 …… [警五十]	書式相違
	476	右湖家口食二人	図版上長さ 21.1cm
	493	右郎家口食二人	
	499	・右釣家口食二人 …… 警五十	
	652	右勝家口食三人 筭二 警 z	書式相違
	690	・右猗家口食二人 z	
	982	右信(?) 家口食二人 z	
	1000	右奴家口食□□ z	
	1087	右舉家口食□人 z	
	1152	右□家口食□人 □ z	
	1455	右□家口食二人 …… z	
その他不明簡/中間	437	□大女奴年十七	図版上長さ 23.4cm

(爵位としては公乗しか見えないが、爵位が記載されていない八四七番の例も存在する。これは誤って爵位を書き落としたか、それとも爵位を持たないのか、不明。表1参照)・姓名・年齢を記載する。次に、他の成員を記載し、成員記載の冒頭には戸人との続柄を記すが、当該諸簡ではほとんどが妻である(理由は後述する)。妻には大女(成人女性の範疇)と記され(一部例外がある)^④、それに続いて戸人同様に名前・年齢が記載される。戸人記載の簡の書式を図式化すると、以下のとおりである。

里名+戸人+爵位+姓名+年齢 戸人との続柄+成年か否かを示す
 大小範疇+名+年齢

これは、秦漢名籍の典型的な書式であり、また既出の走馬楼呉簡に見える名籍書式としても最も一般的なものである。呉簡にみえる類似例としては、たとえば「竹簡壹」の示意図を構成する諸簡の書式が挙げられる。

平陽里戸人公乘朱碩年卅一筭一〔竹簡壹〕14-1-10246
 碩妻大女蚤年廿一筭一〔竹簡壹〕14-1-10247

この書式では、筭を記載する点以外において、完全に当該諸簡の書籍に一致する。また、筭を記載しない走馬楼呉簡名籍の例も存在し、これは連記ではない点以外は当該書式と一致する。

宜陽里戸人公乘烝靖年廿九 〔竹簡壹〕12-1-5482
 靖母大女婢年五十四 〔竹簡壹〕12-1-5457

だが、他の書式との相違も存在する。走馬楼呉簡名籍簡では、疾病障害・

負担する職役・官吏であること等を、個人の記述の末尾に追記することが多い。

富貴里戸人公乘胡禮年六十踵兩足 〔竹簡壹〕1-1-14
 高遷里戸人公乘文□年卅六筭一給縣卒 〔竹簡壹〕14-1-10056
 宜陽里戸人公乘郭像年廿九真吏 〔竹簡壹〕14-1-9333

しかし、当該諸簡には、このような追記は一切見えない。

続いて、戸人簡意外の書式について。通常の名籍であれば、戸の成員としてさらに数名を記載するが、表1に挙げた当該諸簡の書式と一致する諸簡中に、戸人とその妻以外の成員の記載である可能性がある簡は、わずか一片存在するのみである(□大女奴年十七「竹簡貳」四三七)。次に、戸の集計簡に該当する簡の書式は、「右某家口食×人」であり、人数のみを集計する。

・右坑家口食二人〔竹簡貳〕二

このような集計の書式は、走馬楼呉簡の他の名籍の集計簡にも見える。

・右銀家口食二人〔竹簡壹〕5-1-1619

走馬楼呉簡名籍の戸単位を集計簡には、そのほかに男女別の人数集計がされているもの(右平家口食五人 其ノ三人男ノ二人女〔竹簡參〕33-1-4278)、訾(財産の状況をあらわす)を記載するもの(右像家口食三人中訾 五 十〔竹簡壹〕14-1-9461)、事・筭を記載するもの(算賦や徭役の負担に関係すると考えられる)^⑥ 凡口三事二 筭二事 訾 五 十〔竹

簡壹(14-1-10380)が存在する。当該諸簡の如く人数のみを表記するのは、最も簡潔な書式である。また、戸集計のみならず、戸人や成員の項目を含めて、筭や資産状況の記載、さらに附帯事項の記載なども完全に欠如している。つまり、当該書式は全体的に、名籍として最も簡潔なものである。また、里・爵位・年齢、姓名という基本的事項の記載書式は一般的な名籍のそれだが、これのみを記載し、それ以外を一切記載しない点では、逆に特徴的であるとも言える。

では、当該諸簡は、誰を対象にした調査の記録か。表1は、「竹簡貳」一五三五番までの同一書式の諸簡を、大きさによつて1類・2類・3類・その他に分類したものである。前掲三〇一三二は1類に属し、この類の簡は残存している数量が最も多いが、これと同一の大きさの簡で、表題簡や郷全体を集計する簡等は出土しておらず、誰を対象とした調査であるか示唆する資料が存在しない。しかし、1類と書式は同じだが、大きさが異なり、同一の簡冊とは見なしにくい2類・3類の簡には、調査対象が記述されている。

2類の簡は、図版上で長さ23・0cm、幅0・9cmの292簡に代表されるものであり、あくまで図版上ではあるが、1類よりも1cm以上長い。

宜陽里戸人公乘李遺年五十 妻大女妾年卅一(「竹簡貳」二九二)

また、3類は図版上で長さ23・7cm幅0・9-1・0cm(幅の計測上、上端の割れてひろがっている部分は除く)、実測で長さ23・6cm幅0・8-1・0cm(谷口建速編二〇一〇参照)の「竹簡貳」三七簡のように、1類よりも図版上で1・7cm、2類よりも0・7cm長い。

彈洩里戸人公乘唐啓(?)年六十一 中 妻應年五十一(「竹簡貳」

長沙走馬樓具簡にみえる「限佃」名籍について

三七)

2類・3類の簡はいずれも十点程度であり、簡番号も連続せず単発的に存在している。しかし同じ類の簡は大きさと書式が共通し、関連性が存在すると考えられる。これら2類・3類諸簡と大きさが近似し、名籍簡冊の表題である簡に、以下のものがある。

小武陵郷謹列嘉禾五年限佃□戸口食人名簿(「竹簡貳」九 図版上で長さ23・1cm、幅1・1cm)

南郷謹列嘉禾五年限佃戸口食人名簿z(「竹簡貳」一一三一 下部欠損し長さ不明、幅1・0-1・2cm)

これらは、ともに「某郷謹んで嘉禾五年限佃戸口食人名簿を列ぬ」と記載する(一一三一番は一字不明だが、同内容と考えられる)。「竹簡貳」示意図の例から、「某郷謹列」は簡冊の冒頭に置かれると判断し得る(侯旭東二〇〇九)。また、郷単位で戸口数を集計する簡も存在する。

□集凡小武陵西二郷新任限佃「客」卅四戸口食卅一人故戸中□(「竹簡貳」三五 図版上で長さ23・0cm、幅1・2cm)

□南郷領限佃戸二戸口食六人故戸(「竹簡貳」四二七 図版上で長さ23・8cm、幅1・0cm)

「集凡」は、名籍の記載内容を、某単位ごとに集計する際に用いられる語彙であり、郷ごとに戸口数を集計する場合にも、「集凡」で人数を導く

のが一般的である（・集凡樂郷領嘉禾四年吏民合二百七十三戸口食七百九十五人「竹簡壹」1318482）。簡三五は、小武陵郷と西郷という二郷の「新住限佃」の戸口集計であり、簡四二七は冒頭が欠けているが、記載内容から戸口集計の簡であることが明らかである。これら表題と集計にかかわる4簡の内、「竹簡貳」九・「竹簡貳」三五の二点は、長さから2類に関連すると考えられる。「竹簡貳」四二七は3類諸簡と長さが近似する。つまり、2類・3類の簡は「限佃（客）」を記載対象とした名籍の一部分であり、これと全く同書式で簡番号が近接する1類についても、限佃の簡であると見なし得る。

以上の検討から、これらの諸簡から構成される名籍簡冊の構成は、次のようである。まず、「某郷謹列嘉禾五年限佃人戸口食人名簿」で始まり、続いて各戸について戸人・成員・戸単位の集計の順に記載され、各戸についての簡が終了した後「集凡」を冒頭に置き郷ごとに戸口数を集計する簡が置かれる。さらに「新住」の者、故戸などを集計する簡も存在した。また、2類の簡と大きさが近似する簡で、以下の記述のものがある。

其二戸口食四人新民應「役」戸（「竹簡貳」二四一 図版上で長さ23.2 cm、幅0.9110 cm）

これも限佃人戸に関連する集計の簡であるならば、集計の細目として「新民応役の戸」の項目が存在したのである。

走馬樓呉簡の他の名籍の場合、里単位で作成されている例が多く、「某里謹列」簡で始まり、「右某里領里民×戸口食×人」^⑧で一里の戸口数を集計するが、当該諸簡の場合は里単位の表題簡と集計簡が見あたらぬ。それは、「竹簡貳」四二七に見える南郷の限佃がわずかに二戸六人であるよ

うに、限佃の人数が極めて少なく、そもそも限佃が一人もいない里も存在し、里単位で作成する意味がなく、簿籍自体が郷単位で作成されたことによると考えられる。

また、何故1類・2類・3類の相違が存在するのか。1/2/3類に属する諸簡の里名を見ると、重複が存在する。たとえば1類三〇簡に見える安陽里は、2類一〇四簡にも見え、1類75簡の宜陽里は2類の二九二に見え、1類八四簡に見える吉陽里は3類二一〇二簡に見える。故に、これら三種類の別は郷が別であることに起因しないのであり、各類の簡には複数の郷の簡が混在していると考えられる。2類は表題簡から嘉禾五年の作成であることが明らかだが、表題は小武陵郷なのに南郷所属の里が存在している（注⑨参照）。また、2類の簡と部分的に重複する里名が記載された簡を持つ1類は、2類と同時に作成されたとは考えられず、嘉禾五年の記載ではないのだが、14の里名が見える。一郷で14もの多数の里を統括している可能性は薄く、^⑩現在残存している1類の諸簡だけでも、少なくとも2郷あるいは3郷の名籍を含んでいる可能性があり、それが大きさのそろった簡に記載されているのである。とすれば、2類と1類は、複数の郷の報告を県でとりまとめ、清書したものである可能性もあるのではないか。

以上、「限佃」人戸を記載した簡冊について検討したが、既述のごとく記載の書式は走馬樓呉簡にみえる他の名籍と共通しており、特色が無いにもかかわらず、記載されている対象は「限佃」人戸という特殊な戸であった。では限佃とは何か。

第二章 限佃について

一章では、「竹簡貳」限佃人戸の名籍について検討した。限佃人戸と記

述した表題簡や集計簡はこれ以外に見えず、「竹簡貳」を以て限佃と呼ばれる人々が一定数存在することが初めて明らかになったのだが、実は「限佃」は呉簡中に他にも散見している。その最も著名な例が、長沙市文物考古隊・長沙市文物考古研究所一九九九「三、簡牘の状況（二）關於名籍内容的簡牘」で紹介されている（例9、図版4-1）木牘に見える「限佃」である。この木牘は、廣成郷勸農掾が同郷内に存在する州吏の父兄子弟について調査して報告した文書で、州吏の父兄子弟の中の一人が「限佃」である。王素二〇〇九が述べるように、限佃は史籍に未見であり、また当該二字について当初は「限田」と釈されていたことから、木牘中におけるその意味はあまり明らかにはされていない。なお、王素二〇〇九は、呉簡にみえる限佃には戸と客とが存在するが、客については常に「給限佃客」として現れていると指摘する。

このように、早くから紹介され重視されてきた資料に見えるにもかかわらず、この一文の限佃に関しては解明が進展しなかったのだが、それでも蔣福亜二〇〇二は、租税の種類と田の類別との対応関係について着目し、租税の一種類である「限米」との関連で限田について捉える方途を開き、後の研究の先鞭をつけた。蔣福亜二〇〇二は、諸吏（官吏）は国有の土地を耕作するが、これらの強制的に耕作させられる土地を限田といい、納入する地租を限米・米限という述べ、限田は政府が諸吏・郵卒・衛士などの類の官府依附民に耕作を強制する土地であるとする。この説の一つの根拠は、州中倉に納入された穀物の内訳を示すj22-二四九九^⑫の記述である。また、『三国志』呉志孫休傳にみえる永安元年（二五八年）詔から、諸吏が限米を負担することが明らかである。

詔して曰く、諸吏の家に五人三人兼重して役を爲す有り、父兄都在り、子弟郡県の吏に給し、既に限米を出し、軍出づれば又た従い、

長沙走馬樓呉簡にみえる「限佃」名籍について

家事には経護する者無きに至る。朕甚だ之を愍む。

これらの記述から、個々の租税納入状況が記録されている「嘉禾吏民田家煎」に見える租米・税米が二年常限田・余力田の収穫から納められるのに対し、限米は別の負担であり、相違する種類の田からの収穫に課せられ、吏など特殊な身分の者の負担であるとする。しかし、限米と限田がなぜ結びつくのか明確に説明されてはいない。また、蔣福亜の説は限米についての議論と関連するので、限米に関する既存の説を整理しておく。王素・宋少華・羅新一九九九は、限米とは吏・兵などの国家正戸ではない戸が納める米であると述べたが、さらに、この限米非正戸負担説は、于振波二〇〇四bによって、限米は屯田から徴収される租税であるという説として展開される。しかし劉家軍二〇〇五は、屯田の限米とその他の限米とは区別されており、「私学」（民間教育機関の学生。王子今・張榮強二〇〇六参照）らの納める限米は屯田とは無関係であるとし、屯田説を否定する。

このように、限米については、その負担者とそれが徴収される田土の種類は二点から考察されてきたが、さらに侯旭東二〇〇六は、限米納入者は非正戸民ではなく大男・男子であり、納入者の身分から限米の性質を認識することは難しいと指摘し、また屯田説も否定する。さらに、限米の含義は田の性質と関係があり、（租米・税米・限米など）納入する異なる名目の米は、異なる類型あるいは性質の田によるのであることを論証し、田家煎にも見える租米と税米の区別は田家が耕作する田の属性にあり、税田を耕作して納める米は税米、租田の米は租米であり、限田と限米については、郵卒限米・衛士限米・佃卒限米が郵卒田・衛士田・佃卒田に対応しこれら三種類の田の収穫を官府におさめるのが限米とする。侯旭東は限米を徴収する田の種類について明解な回答を出していない

が、谷口建速二〇〇八は、「竹簡貳」七六〇五の次の記述から、限田と限米の結びつきを明らかにする。

z……租税雜限田百廿頃卅七畝二百z

この記述によれば、租田・税田・雑田・限田は別個のものであり、谷口は税米を課された田は税田、租米を課された田は租田、限米を課された田が限田であると述べる。さらに当該の身分職役の者に課されたものが限米であり、屯田に関わる収入とは判断しがたいが、限米を課される身分・職役は、非正戸などではなく、郷里の名籍に登記されているとする。

以上の諸説を総括すれば、限米とは田家前に見える二年常限田などの耕作地とは区別される田（限田）からの収穫について課せられ、負担者は吏・郵卒・衛士など特定の職役についている人々であり、あるいは私學などの特定の身分の人々であるが、彼らは国家の名籍に独立の戸として登録されている正戸に属する。そして、谷口は限佃とは限田耕作者であるとするが、その根拠は次のような記述にある。

●其四戸給子弟佃客（「竹簡貳」一九八一）

子弟佃客とは子弟の田（「子弟限米」を課される「子弟限田」の耕作に従事する客であり、「限米」を課される「限田」は、負担者のみならず、「佃客」（郷・里の名簿に登録されている）によって耕作されることもあると、谷口は述べる。前掲の記述（「竹簡貳」一九八一）は、子弟に佃客を給することを物語るものであり、佃客が限佃と同一であることを直接証明はしないが、可能性としては十分あり得る。一方、既述のごとく、王素二〇〇九は、呉簡にみえる限佃には（限佃）人戸と（限佃）客とが存在するのであ

り、限佃客については常に「給限佃客」として現れ、職役として給される存在であると述べており、限佃客と限佃戸が同一か否かは明らかではない。たとえば、1章で挙げた限佃名籍の集計簡とみなされる記述に、次のものがある。

□集凡小武陵西二郷新任限佃「客」卅四戸口食卅一人故戸中□（「竹簡貳」35）

1章で検討したように、名籍の作成単位は郷であるが、この集計では二郷の「新任限佃客」をまとめて集計する。この簡は限佃人戸中の新たに郷に移り住み限佃となった客を集計したか、それとも限佃人戸と限佃客は同一なのか、不明である。しかし、両者は同じ機会に作成された名籍中に見え、客であっても無くても「限佃」として同様に扱われている。

まず、限佃人戸・限佃客の語義について考察するために、限・佃・客について検討しなければならぬが、「嘉禾吏民田家前」にみえる「二年常限田」の限をめぐっては諸説が錯綜しており、また「限米」に関する議論において限の語義については特に言及されていないのは、限の語義を絞り込むことが現状では難しいが故にであると考えられる。しかし、他の二者については一定の認識が可能である。佃は、本来「田」と通用して用いられる（『春秋左氏傳』昭公二十年『經典釋文』に「田本亦作佃」）が、侯旭東二〇〇六が指摘するように、その本義は治田つまり田地を耕作することである。呉簡中の佃も同様に耕作することを指し、さらに耕作に従事する者について「佃」字を用いている。一方、常限田・限田など耕作地そのものを指す場合には「田」を用いるのであり、呉簡にみえる「佃」と「田」の間には使い分けが存在する。次の例では、佃は耕作する行為を指すと理解される

幾畝不可佃（佃するべからず）、及：久「塘」波田當□悉令耕、列□
 「竹簡參」37―72四四）

また、耕作に従事する者につき「佃」字を用いる例は、「佃卒」「佃吏」「佃帥」など豊富に存在するが、ここに挙げた三者については、蔣福垂二〇〇八が屯田での耕作に関係する人々であると述べる。しかし、屯田の作業に従事する人員については、蔣福垂自身が指摘するように「屯田司馬」「屯田掾」をはじめとして「屯田民」「屯田兵」など「屯田」を冠する例があり、「佃」字を冠する人々との関連は検討が必要である。ただしやや後の例だが、『華陽國志』后賢志何攀傳に、屯田兵を佃兵と言い換える例があり、佃字を冠して屯田の人々を指す可能性は有る。また、「佃」字を冠し呼称され、耕作に従事する者の例としては、谷口建速二〇〇八が引用する前掲「子弟佃客」の例が存在し、谷口の指摘するように、子弟の田を耕作する客であると考えられる。類似の例としては「子弟限佃」が存在する（其三〇〇〇子弟限佃□「竹簡貳」二〇五四 文字が不明な箇所があり解釈が難しいが、子弟と限佃の間に「及」などの並列を意味する記述が無いため、子弟の限佃と考えられる。他に□土限佃もある。「竹簡貳」二二二五）。これも、子弟の何らかの田を耕作する職役と考えられる。これらは、屯田とは関係せず、むしろ自己の所有しない耕作地を耕して生計を立てる者を指す「佃客」¹⁶と関連する語彙であろう。つまり、走馬樓呉簡にみえる「佃」は、耕作者とりわけ小作人に冠せられる場合がある。

次に客について検討する。唐長孺一九八一によれば、客とは元来、外来の者を指す。隸属する者を指す事例が出現するようになるのは、漢代以降である。草野靖一九五七によれば、主家の家族以外の外来者という点で債務労働者・雇傭労働者は客と呼ばれ、また別に身体を主家の駆使

に供し奴職・僮役に従う者である点において奴婢・僮僕と呼ばれる者も存在し、当時の事例によれば奴僕・客が必ずしも厳密に区別されずに通称して用いられた。また、魏の屯田にて耕作する者を「屯田客」と称したのは、当時小作を田客・佃客と呼称したためとされるが（注¹⁶参照）、租牛客・佃客・浮客¹⁷など、魏晋南北朝期において、小作人は客と呼ばれた。

一方、走馬樓呉簡において、某客にはどのような種類が存在するか。最も多数見えるのは「吏帥客」であるが、いかなる者を指すのかについては意見が分かれる¹⁸。さらに、「僮客」（「竹簡貳」三四五四。また「竹簡參」に複数見える）・食客（「竹簡壹」13―77五四）・常限客（「思子男仲年六十年限客」「竹簡壹」13―83九六）・衣食客（「衣食客成年十五刑右足」「竹簡貳」一八四二 名籍中に他の成員との続柄を示す語として見えるため、他姓の戸内に依附する者である）¹⁹。また、勲功ある者に対して客の所有を認め、その国家負担を免除する「復客」が見える²⁰。このように、民間における富家の客と推測される者の名称は雑多である。しかし、客にはこのような私家の客のみならず、国家の客である者が見え、たとえば「大常客（太常客）」（其一人大常客不應發遣「竹簡參」39―83九九）がそれである。長沙には孫策の廟（桓王廟）が建立され²¹、その管理のために国家祭祀を管掌する太常の官吏が駐在しており、この客も太常の職務のために使役されたと考えられる。つまり客には、国家に使役される客と個人に依附する客とが存在し、どちらにしても他者に使役され生計をたてる存在であると推測される。

以上の検討から、呉簡にみえる佃は耕作する者の呼称に冠せられ、客は国家の機関かあるいは私家に使役される者であり、また典籍資料の例からはどちらも小作人を呼称する例が見えることが明らかである。もつとも、佃には耕作する意味で用いられる場合があり、呉簡にもそのよう

な例が見えるが、前掲一章で挙げた南郷の例（二戸六人）のごとく、限佃人戸は一郷あたり非常に少数であることから、耕作する一般の人々を限佃人戸というわけではないであろう。むしろ、客と連称される例からも、人に使役される小作人に特化した意味とすべきであり、限佃人戸・限佃客は他者の土地を耕す者であると考えられる。また、限佃を冠する限米はいまのところ存在が確認できず、限米を納入する主体とはならないことから、自前の土地を持たない人々であると考えられる。僮客などの使役される客とは、おおむね人に依頼し従属する身であり、貧窮な者がそれになるのであるが、限佃人戸も、土地無く（公田か私田かは不明だが）他者の土地を耕作して収入を得ることを余儀なくされている人々である。

また、限佃人戸は、子弟などの田を耕作するようであるが、「衣食客」のごとく全く個人に依附する存在とは考え難い。谷口建速二〇〇八が指摘するように、「給限佃客」と見えることから、限佃客は国家によって「給」される、つまり派遣される職役の一種であることが明らかであり、限佃とその耕す田の間には国家が介在していると考えられる。あるいは、魏晋期には国家が地主と小作者の間を媒介する例が見え、たとえば曹魏の租牛客は、国家が客を給したとされ（魏氏公卿已下に租牛客戸を給し、數各の差有り。『晉書』外戚傳王恂傳）、²²このような例と関連している可能性も存在する。

三、限佃の戸の特色

このように、限佃人戸・客とは、（公田か私田かは不明だが）自己の所有しない田を耕作する者であり、その存在の様態はいわゆる佃戸（小作人）と似ており、かつ国家が名籍によってそれを戸単位で把握しているのだ

が、彼らの戸の家族構成には特色がある。第一章で引用したが、南郷の戸口数集計簡、および小武陵郷と西郷の「新住」限佃客集計簡を再び参照する。

□集凡小武陵西二郷新住限佃「客」卅四戸口食卅一人故戸中□

（『竹簡貳』三五）

□南郷領限佃戸二戸口食六人故戸

（『竹簡貳』四二七）

南郷一郷に住む限佃戸がわずか二戸であることも注目されるが、兩簡の記述によって明らかなる事は、限佃戸一戸あたりの口数が非常に少ないことである。南郷の限佃戸の場合は一戸あたり三人、小武陵郷と西郷の新住限佃客の場合は、一戸あたり平均口数がわずか1・2人である。そして、このような特色は戸集計簡にも現れており、「口食六人」（『竹簡貳』六五）「口食五人」（『竹簡貳』六六）を例外として、口数が明かな38例の内、一戸あたり口数が二人までの戸は31例にのぼる。

これは、呉簡にみえる一戸あたり口数をあらかず他の事例と比較すれば、非常に少ない。于振波二〇〇四cは、「竹簡壹」にみえる戸単位集計簡から一戸あたり平均口数を割り出し、4・80という数字を得た。さらに、「竹簡壹」から「竹簡参」にみえる郷や里ごとに戸口数を集計した簡を参照すると、ほぼ同様の結果が得られる。

●右高遷里領吏民卅八戸口食一百八十人（『竹簡壹』14・1・102・219）
一戸あたり4・73人

□遷里領吏民二百五十五戸口一千一百一十三人收□□口算錢合六萬二千一百一十八錢（『竹簡壹』14・1・940・7）4・36人

●右吉陽里領吏民卅六戸口食一百七十三人〔竹簡壹〕14・10・三九七
4・80人

●集凡樂鄉領嘉禾四年吏民合一百七十三戸口食七百九十五人〔竹
簡壹〕13・18・四八二〕4・59人

右石門里領吏〔民〕十一〔戸〕口食卅五人〔竹簡參〕35・16・〇七三〕
4・09人

右高遷里□□領吏民五十戸……口食二百五十七人〔竹簡參〕33・
四四六〇〕5・14人

これらの集計簡に基づいて一戸あたり平均口数を計算すると、少ない例
で平均4・36人、多い場合は5・14人という結果が得られる。つまり、
平均すればほぼ4・8という数字に近づくのであり、全体的な傾向とし
てほぼ5人程度が標準的な一戸あたり口数であるとしてよい。

しかし、限佃戸の口数は、これに比べて非常に少ない。また、少ない
口数の戸を構成する人員にも、偏りが存在する。口数二人までの家族が
ほとんどである中で、その二人は大多数が夫婦からなる。表1に挙げた
限佃戸諸簡の戸人簡を参照すると、戸人単身家族の戸以外は、すべて
戸人と戸人の妻とが連記されており、子や兄弟や父母など妻以外の人員
が連記されている例は存在しない。つまり、単身者以外の戸は、大多数
が夫婦のみによって構成されているのである。

彼らの世帯の口数の少なさと、家族構成の偏りは、何に起因するのか。
大家族が普遍的に存在したのかあるいは小家族が一般的だったのか、当

長沙走馬樓呉簡にみえる「限佃」名籍について

時の標準的な家族構成は何であるか等について、日本において漢代の三
族制家族をめぐる論争の中で検討されてきたことは、周知の事実である
〔守屋美都雄一九六二参照〕。この論争が収束した後、当時の一家族あたり
の平均口数は少いことが認知されつつ、むしろ漢代に大家族を称揚する
倫理が生まれ、一部に大家族化傾向が生じることに研究の重心が移って
いく。守屋美都雄一九六〇の言のごとく、漢代においては次第に家族の
聚合を理想とする意識が高まり、その結果、より多くの親族が同居し共
財することが倫理的価値を有するようになる。その結果、当時の状況と
して、夫婦とその子からなる核家族が多く存在する一方で、父母と其の
息子夫婦が同居する形態（三族制家族）に代表される複合大家族もこれと
併存することとなり、つまりその平均的標準的な家族構成を一つにくく
ることは不可能であると考えられる。たとえば夫婦と子からなる核家族
の例には、著名な陸賈の例がある。陸賈は五人の息子に財産を分割し、
自らは一人の息子の家に十日間滞在すれば次に他の者の所へ向かうとい
うように、五人の息子の間を回って生活した（『史記』酈生陸賈列伝）。陸
賈の息子たちの家族は、夫婦を中心とする核家族である。一方、当時称
揚されるようになった大家族の例としては、前漢末樊重の例が挙げられ
る。樊重の家族は三世代にわたって分家せず、厳しい規律によって成員
間の秩序を維持し、奴隷を使役して財を成した（樊）重字は君雲、家世
よ温厚、三世財を分かつた。重は居家に法有り、子孫進見すること吏の如し。其
の家を治むるに、僮僕に遊手無く、身自ら隠親し、故に能く其の財を殖やし、田
は三百頃に至り、資は巨萬に至る。（『後漢紀』建武18年）。

前掲樊重の家の場合、所謂三族制家族よりもはるかに大家族であり、
守屋の想定したように多彩な家族構成の世帯が存在したことを物語る
が、それは走馬樓呉簡の名籍にみえる家族からも窺い得る。まず、典型
的な核家族の例を挙げる。

吉陽里戸人公乘孫潘年卅五筭一〔竹簡壹〕14-1-10381

潘妻大女鳶年十九筭一〔竹簡壹〕14-1-10382

潘子女□年五歲〔竹簡壹〕14-1-10379

凡口三事二 筭二事 訾 五 十〔竹簡壹〕14-1-10380²³⁾

また、三族制家族を彷彿させる、父夫婦と息子夫婦が同居する例が見える。

郡卒潘囊年廿三〔竹簡貳〕一七〇八

囊妻大女初年廿六 囊父公乘尋年六十一苦虐(?)病

〔竹簡貳〕一六九六

尋妻大女司年卅四踵(腫)右足 囊男弟公乘祀年十一

〔竹簡貳〕一六九四

●右囊家口食八人〔竹簡貳〕一六九七

さらに、町田隆吉二〇〇七は、戸人とその寡婦である兄嫁が同居している例を挙げている。

東陽里戸人公乘□贊年廿一筭一給縣卒

〔竹簡壹〕14-1-10308

贊男弟□年十九筭一

〔竹簡壹〕14-1-10273

贊寡一女更一大女一眇一 年廿二筭一

〔竹簡壹〕14-1-10279

一眇一 子男設年五歲

〔竹簡壹〕14-1-10274

このように、多様な家族構成の家庭が当時の長沙郡臨湘國に存在したことが明らかだが、限佃戸のような夫婦の戸と、より複雑な大家族との、

口数や家族構成の相違は何によって生ずるのか。こうした差異が生じる一因としては貧富の差が考えられるのであり、経済的条件と家族の規模とは関連し、富裕であれば大家族を形成することが容易だが貧困であれば困難であるという説がある。渡辺信一郎一九七四は、「三世同居を実現していた博陵の崔氏が連年の飢饉という危急の際になって始めて家の分割を行ったことを見れば、累世同居形態は、経済上富裕であり、しかも情礼に厚い倫理的生活を旨とする家族にのみ見られる特殊現象であったことが分かる」と述べ、富裕であることが、大家族を形成し維持する基礎的条件の一つであることを示唆する。確かに、後漢時においても、貧困を起因として別居話が持ち上がる大家族の例は存在する。

李充字大遜、陳留の人なり。家貧し、兄弟六人食を同じくし衣を通いにす。妻窃かに充に謂いて曰く、今貧居かくの如し、以て久しく安んずること難し、妾に私財有り、願わくは分異せんことを思え、と。〔後漢書〕獨行列伝 李充伝

この記述によれば、兄弟夫婦が同居していた李充の家は、外出時の服にも事欠くほど貧しく、自らの私財を元手に夫婦の生活を立て直そうと、妻が分家を願い出たのである。仁井田陞一九五二は、同居同財には家族員の協同のため多くの労力を得られ収益は多く、消費も節減できるなどの利点があり、家族の細分は家産の細分であり農家経営の困難を来すおそれがあるとしつつ、貧困者にとっては同居の意味がない場合が多く、貧困も家庭分裂の契機となることを認めている。ある程度の資産を有する家族にとって分裂は経済的に不利だが、分家と家産分割によって細分化される資産すら無い家には、分裂のもたらす不利益は無く、また極端な貧困家庭には分家以外に生きる道が無い場合がある。

そして日々の生活の困窮から、当時の農民たちは土地を処分し、一片の土地すら持たない境涯に陥ったことは、早くも前漢前半における晁錯の言によって明らかである。

今農夫五口の家、其の役に服する者二人を下らず、其の能く耕す者も百畝に過ぎず、百畝の収百石に過ぎず。春は耕し夏は耘り、秋は穫り冬は臧し、薪樵を伐り、官府を治め、繇役を給す。春は風塵を避くることを得ず、夏は暑熱を避くることを得ず、秋は陰雨を避くることを得ず、冬は寒凍を避くることを得ず、四時の間日として休息することなし。又私に自ら往くを送り來るを迎え、死を弔い疾を問い、孤を養い幼を長ずること其の中に在り。勤苦此の如し、尚お復た水旱の災を被り、急政暴賦、賦斂時ならず、朝に令して暮に改む。當に具有する者半賣にして賣り、亡き者は倍稱の息を取らる、是に於いて田宅を賣り子孫を鬻ぎて以て責を償う者有り。(『漢書』食貨志上 文帝時鼂錯の上奏)

農夫五人の家がいかなる家族構成であるかは具体的には不明だが、「養孤長幼」「子孫をひさぐ」などの言から、核家族のみについて言及しているのではないことが明らかである。晁錯の言によれば、当時の農夫の家族は一年中休みなしに働いてもぎりぎりの生活を送っており、そのうえに災害や臨時の税のとりたてなどあれば、自らの財を売り払うしかなく、財すらないものは高い利息での融資を受けることを余儀なくされ、その負債を返せなくなつて田宅を売却し、はては子孫を売るのである。つまり土地と子孫の売却は、貧しい農民が収入の不足を補う最後の手段であった。このようにして、董仲舒が述べた「富める者の田は仟伯に連なり、貧しき者は立錐の地亡し」(『漢書』食貨志上)という状況が到来する。

後漢代に入ると、土地所有はより一層集中化し、巨大な莊園が増加し、前掲の樊氏のごとき大量の農業労働力を使役して三百頃もの土地を経営する大地主が出現する(宇都宮清吉一九五三参照)。少数の富家への土地の集中は、多くの耕作地を持たない農民を生み出した。

限佃の名籍に反映されているのは、こうした土地を持たない人々の家族の状況であり、彼らがしばしば夫婦のみであるのは、夫婦単位に分裂したのち、貧窮のあまり晁錯の上奏のごとく子どもを売り、あるいは子どもを養育することを断念した為である^⑤。夫婦二人だけにまで家族成員をそぎ落としたのち、他者の土地を耕して生計を立てるのである。分家して自前の土地を持たない夫婦が、自らの所有する所ではない田(ここに挙げた例の場合は公田)にて農耕に従事する例は、後漢末應劭の『風俗通義』に見える。

汝南の戴幼起、三年の服竟わり、財を讓りて兄に與え、妻子を將いで出で、客舍中に住み、官の池田以て耕種す。(『風俗通義』過譽篇)

吳樹平一九八〇参照

そして、限佃人戸らの中には、生計を立てる手段を求めてもと居た場所を離れ、新たに臨湘県内の某郷へと移住した者も存在する(新住限佃客)。限佃の戸に夫婦二人までの世帯が多いのは、土地が無く貧窮している彼らにそれ以上の人数を扶養することが不可能だからである。つまり、この名籍資料は、大家族が存在する一方で、家族規模の小さい家族も多く存在する理由の一つは、経済的要因によってであるという既存の説明を、ある程度補強する根拠となり得ると考えられる。

さらに、当該名籍から読みとれる当時の家庭の状況として注目されることは、多数の家が夫婦のみによって構成されていることである。前掲

李充の例によれば家が分裂する際に夫婦を単位として分裂することが明らかであり、また漢初の律令に反映されている戸は、夫婦を分家不可能な最少の単位とする（鷺尾祐子二〇〇九第二章参照）。当時の家族は、夫婦（とその未婚の子）を一単位として、複数の夫婦単位の分裂と結合によって規模が縮小・拡大した。

夫婦は、もちろん婚姻儀礼による男女の結合ではじまるが、一夫一婦の結合を以て家族の発生とする説は、漢代以前から存在した。室は本来居住する家を指し（室猶お居のごとし。『詩經』國風・唐風毛傳）、そこに住まう家族を指すが、妻を指すこともある。

人生まれて十年を幼と曰い、學ぶ。二十を弱と曰い、冠す。三十を壯と曰い、室有り。（鄭玄注。室有るは、妻有るなり。妻を室と称す。）

『禮記』曲禮

妻を娶ることによつて家庭が成るため、妻を室と称すると考えられるが、『易經』序卦傳はそれをより明瞭に述べる。

天地有りて然る後に萬物有り。萬物有りて然る後に男女有り。男女有りて然る後に夫婦有り。夫婦有りて然る後に父子有り。

婚姻関係を結び夫婦の関係を開始することから、家族は発生する。漢代にもこのような婚姻を家族の始まりとする言説は継続する。

庶人の匹夫と稱するは、匹は偶なり、其の妻と偶を爲す、陰陽相い成すの義なり、一夫一婦一室を成す。（『白虎通』爵篇）

この記述では、夫婦一对で一室をなすことから夫を匹夫と呼ぶのであると述べるが、匹も偶もつれあいを意味し、一对で一組をなすものの一方を言い、この匹夫とも称する庶人は夫婦一对のうちの夫であることを前提とする存在である。つまり、夫婦が室の単位であり、また成人男子は結婚していることが当然であることを強調した記述である。

このような夫婦を家庭の構成単位とする説は、夫婦が耕作の単位であることとも関連する。渡辺信一郎一九七八は、農業生産について、その労働の組織的形態を耕起過程を中心に考察し、耕作は二人一組で行われたが（耦耕）、漢代では個別家族中の成人労働者―恐らくは一夫一婦―二人によつて耦が編成されており、農業経営は組織的側面からみて二人の成人労働力―一夫一婦を中核とする数名の共同作業によつて行われる小規模生産であったと述べている。夫婦一組が農業生産労働の基層組織でもあったことを示す例には、渡辺も挙げている『氾勝之書』・区田法の例がある。

丁男長女十畝を治め、十畝千石を収す。（『齊民要術』卷三種穀）

夫婦が生産の基層単位であったため、漢代における民への耕作地の支給を謳う言説においては、田を授給する対象は一夫一婦であると述べられた。

是の故に聖人井田の法を制し、而して之を口分し、一夫一婦 田百畝を受け、以て父母妻子を養い、五口を一家と爲し、公田十畝、即ち所謂什一にして税するなり。（何休『春秋公羊伝解詁』宣公十五年）

古者、廬井を設けし八家、一夫一婦田百畝、什一にして税すれば、

則ち國給し民富みて頌聲作る。(『漢書』王莽傳中 始建國元年四月)

一方、夫や妻のいない者は鰥寡と呼ばれ、他者からの扶助を必要とする人々とされたが、それは夫婦が生計の単位であると同時に農業生産の基層組織であったからではないか。しかし、二人で一組であることが農業生産に必須であるとしても、それが兄弟や父子ではなく、夫婦でなければいけないのは何故だろうか。夫婦を基層組織とするという説が強く支持されるもうひとつの理由は、未来の生産を担う次世代の労働力の養育を、彼らに期待する為であるかもしれない。

ところが、当時において死別や離婚は珍しくなく、夫婦を構成する一方の人間はよく入れ替わった(鷲尾祐子二〇一〇a参照)。夫にとって妻である者、妻にとって夫である者は必ずしも不変ではない。それでも夫婦という組み合わせと、それを基本的単位として家族を組織すること自体は執拗に維持され、また既述のごとくそれを支えるイデオロギーが強固に存在した。本論で検討した走馬楼呉簡の限佃名籍が示す夫婦を主たる構成員とする戸は、夫婦が農業経営の中核組織であり、家庭の基層単位であった当時の状況を反映している。

結

本論では、長沙走馬楼呉簡「竹簡貳」に見える限佃人戸の名籍について検討し、名籍を構成する諸簡を集成し、そこにあらわれた戸の特徴について考察した。限佃名籍は連記形式で記載されているが、名籍としては典型的な名県爵里式の書式で記載されており、一般吏民の通常の名籍ならば附帯して記載される諸事項が全く見え無いかを除いては、特に顕著な特徴は無い。限佃人戸とは、自己の所有しない田地を耕作する所

謂小作人の戸であると推測される。その一戸あたりの口数は二人以下の者が多く、経済的要因によって戸を構成する人数の多寡が左右されるといふ説を裏書きする。さらに、二人の戸の場合はほぼすべて夫婦によって構成されており、当時の夫婦が家庭の基層単位であると同時に生産の中核組織である状況を窺い得る。

このように、限佃の人々の名籍の書式自体には、他の名籍と区別するに足る特徴に乏しい。しかしその名籍から窺える家族の姿は、他の一般吏民の名籍に見える長沙郡臨湘國の家庭の姿と顕著に相違する。この名籍を構成する諸簡は、「竹簡貳」の一五〇〇番台より前にまよって存在し、構成諸簡複数をまとめて把握することが可能だが、もしこれが一般吏民の名籍諸簡と混在していた場合、分別することは困難である可能性がある。筆者は名籍資料から長沙臨湘國における家族の状況を読みとることを試みつつあるが、そのためには資料が何を対象にした調査の結果であるのか検討する必要があると考える。この限佃人戸名籍は、一戸あたりの口数が極端に少ないなどの特徴を有するため、もしこれをそのまま他の広く一般吏民を対象とする名籍中(当然限佃人戸も含むが)に混在させ、一戸あたり口数の考察に用いた場合、平均口数の数字を引き下げることとなる。本論によって、名籍資料の性格を特定することは、名籍から家族を考察する上で有為であるということを確認したと考える。

注

① 従来の研究論文の中では、こうした資料について「民籍」「吏籍」「名籍」等と呼称している。しかし、「竹簡參」まで発行されている現時点で、表題簡などにあらわれた当時の呼称としては、「籍」であるものは存在しない。つとに關尾史郎二〇〇六が、「竹簡壹」を参照して当時の名籍が正しくは「籍」でなく「簿」であったと指摘する。しかし、さまざまな研究論文においては名籍と呼称することが一般的であるため、本論でも名籍とし

ておく。

- ② 「竹簡壹」にみえる名籍については、王素・宋少華・羅新一九九九が吏籍・民籍・師佐籍の三種類に分類して紹介したが、胡平生二〇〇二は「吏籍」「民籍」が分かれていたという根拠は無いとし、また「竹簡貳」の刊行によって、吏籍とされていた簡が一般人戸の簿であったことが明らかとなり（侯旭東二〇〇九参照）、現在では吏・民籍に分類する説は採用されていない。書式については、汪小烜二〇〇四が名籍書式の復原をこころみ、安部聡一郎二〇〇四は、名籍簡を書式によって分類し、戸主簡・家族簡・口数簡に区分して、各区分のどの書式が相互に接続して一つの簿を形成するか検討した。「竹簡貳」が出版されて以降の研究では、侯旭東二〇〇九が、「竹簡貳」示意図に依拠して名籍簡冊の復原を試みている。
- ③ 安部聡一郎二〇〇四に準じて連記簡とする。
- ④ 秦漢代の名籍では、十五歳以上は大、未満は小に分類される。居延旧簡の例を挙げる。

永光四年正月己酉

妻大女昭武万歳里□□年卅二

子大男輔年十九歳

子小男廣宗年十二歳

子小女女足年九歳

橐佗吞胡燧長張彭祖符

輔妻南來年十五歳 皆黑色（謝桂華・

李均明・朱国焯一九八七 29・2）

- おおむね、大男・大女となると算賦が課せられ、また徭役も全面的に負担させられるようになるのであり、大小の区別は国家負担の軽重に即応している。
- ⑤ 漢代における典型的な名籍書式としては、居延漢簡にみえる例として次のようなものがある。

戌卒梁国己氏顯陽里公乘衛路人年卅（50・16 謝桂華・李均明・

朱国焯一九八七）

某人の郡国・県・里・爵位・姓名・年齢を記載し、いわゆる「名県爵里」式の名籍に準じた書式である。郷単位で作成し県に報告する場合は、県名は記載されないと考えられる。また戸単位で名籍を記載する場合は、冒頭の戸人について「戸人」と明記されることが多い。

- ⑥ 張榮強二〇〇四・于振波二〇〇四a参照
- ⑦ 郷名籍の集計に見えるほか、師佐籍・州吏父子兄弟の籍など、様々な籍の記載を集計する語彙として出現する。
- 集凡作部師佐□見□□「人」合「五百」人（「竹簡參」25―二三三四五）
- 集凡平郷領州吏三人「父子兄弟」合五人（「竹簡參」27―三〇三二）
- ⑧ たとえば「竹簡貳」示意図には、廣成里が単位となっている名籍簡冊の冒頭の簡と、集計の簡とが見える。
- 「廣成」里謹列「領」任吏民人名年紀口食爲簿（「竹簡貳」一七九七）
- 右廣成里領「吏」民五十戸口食二百九「十」□□「人」（「竹簡貳」一六七二）
- ⑨ 1類と2類に見える宜陽里は、次の記述から南郷に属する可能性が高い。
- 入南郷宜陽里調布一匹（同記号） 嘉禾元年九月十四日大男□□・（「竹簡壹」4―一二九五）
- ⑩ 高村武幸二〇〇四は、走馬樓吳簡名籍の集計簡などから、当時長沙近辺の郷は一郷あたり4―6里から編成され、千人前後の人口を抱えている郷が一般的であったと述べる。
- ⑪ 長沙市文物考古隊・長沙市文物考古研究所一九九九は問題の簡所について「限田」につくるが、侯旭東一九九九は田を佃に改める（侯旭東一九九九は未見、侯旭東二〇〇一参照）。
- ⑫ 州中倉吏郭助・馬欽・張曼・周棟、起正月廿三日、訖廿六日、受雜米三百卅八斛五斗八升。其十七斛九斗税米、其廿一斛五斗二升租米、其二十二斛五斗余力租米、其二百卅二斛一斗一升八億錢米、其三斛五斗金民限米、其十二斛私學限米、其三斛四升佃吏限米、其廿斛三斗五升田畝布米、其十五斛七斗田畝錢米、正月廿六日、倉吏潘慮白。（長沙市文物考古隊・長沙市文物考古研究所一九九九 三、簡牘的狀況（一）p19 例7 図版25左）
- ⑬ 阿部幸信二〇〇一は税田と税米、租田と租米の対応について言及する。
- ⑭ 「二年常限」について、高敏二〇〇〇は畝ごとに徴収する税額が二年間変わらないことであるとする。于振波二〇〇三は、限は土地の限度額を意味し、二年常限とは二年間土地の面積が変化しないことであると述べる。
- ⑮ 宮川尚志一九五六は、「三国志」呉志孫休傳永安元年の詔に見える限米

を、「華嚴傳に督其限入とあるように期限付納入の米」であると述べる。多くの論者が指摘するように、限米は他の負担に比較して重く、また呉簡の限米は特定の職役や身分に課せられるという特色が存在し、納入期限付きという解釈がこのような呉簡「限米」の性格に適合するかいなかは不明である。

①⑥ 濱口重國一九五二に「当時一般に小作人のことを佃客とか田客とか呼んでいた」と述べる。『晉書』食貨志・隋書食貨志に、佃客が見えることは非常に著名である。

①⑦ 『晉書』外戚傳王恂傳・『晉書』食貨志・『通典』卷七食貨七丁中参照。

①⑧ 陳爽二〇〇六は屯田事務を管理する低級官吏（屯吏）が統括する屯田の客とする。しかし、その根拠の一つは限米と屯田を関連づける説であり、再考が必要である。蒋福亜二〇〇六は政府が郡県吏に命じて統率・管理させた客であると述べる。しかし官の客とする理由は、吏帥客が限米を供出する点にある。蒋福亜は、私の客であれば限米は納入しないと述べるが、僮客限米のように私の客（僮客）と考えられる者の称谓を冠する限米も存在する。

①⑨ 他に、不明な存在として「適客」が存在する（『竹簡参』35―59七八）。「衣食客」については独立の戸をもたず、他姓の名籍中に客が記載されていることから、『隋書』食貨志に東晋の制度として見える「客皆注家籍（客は皆家籍に注する）」の先鞭をつける制度として注目されている（蒋福亜二〇〇六参照）。

②⑩ 権命以其愛妾殉葬、復客二百家。（『三国志』呉志陳武傳裴松之注引く江表傳）

②⑪ 王素・汪力工二〇〇四参照。

②⑫ 三国時代孫呉政権下に、前掲の復客のごとき徭役を免除された客が存在したほか、『三国志』呉書・呂蒙傳には呂蒙が尋陽の屯田六百人と官属三十人を賜ったと見える。

②⑬ この名籍の諸簡は「竹簡壹」示意図2中にあり、整理小組は完全な戸籍の例であるとする。

②⑭ 安部聡一郎二〇〇四は、「竹簡壹」名籍簡に、下記の多様な親族称谓が見られることを紹介する。

祖母、父、小父、母、小母、伯父、叔父、叔母、従父、従小父、兄、兄子、兄子男、姉子男、弟、男弟、女弟、妻、大妻、小妻、妻父、妻母、妻兄、妻男弟、妻従兄、妻従男弟、嫂、寡嫂、寡奴、寡婦、弟寡婦、従兄、従男弟、従兄子男、子、子男、子女、姪子、姪子男、姪子女、女姪、従子、外姪子、外姪子男、男孫、外孫男、外男孫、姪

②⑮ 稲葉一郎一九八四は、漢武帝期を境に複数の家族が家計を一にする同居形態が善しとされるようになるが、それは貨幣経済が沈滞したためであり、人々は生活の合理化と家計の共同化による生活防衛をはかるため同居に向かったと述べる。

②⑯ 宋度遷長沙太守。人多以乏衣食、産乳不举。度切讓三老、禁民殺子、比年之間、養子者三千餘人、男女皆以「宋」為名也。（『北堂書鈔』卷七五引く謝承後漢書 周天游輯注一九八六）

②⑰ 方春和時、草木群生之物皆有以自樂、而吾百姓鰥寡孤獨窮困之人或跼於死亡、而莫之省憂。為民父母將何如。其議所以振貸之。（『漢書』文帝紀元年）

参考文献

走馬樓呉簡テキスト

「竹簡壹」長沙文物考古研究所・中國文物研究所・北京大學歷史學系二〇〇三

「長沙走馬樓三國呉簡」竹簡壹（上中下）文物出版社

「竹簡貳」長沙簡牘博物館・中國文物研究所・北京大學歷史學系二〇〇七

「長沙走馬樓三國呉簡」竹簡貳（上中下）文物出版社

「竹簡参」長沙簡牘博物館・中國文物研究所・北京大學歷史學系二〇〇八

「長沙走馬樓三國呉簡」竹簡参（上中下）文物出版社
（上記三冊所収の簡については、「竹簡貳」以外は益番号―簡番号を表示した。）

長沙市文物考古研究所・中國文物研究所・北京大學歷史學系走馬樓簡牘整理組編著一九九九『長沙走馬樓三國呉簡嘉禾吏民田家荊』文物出版社

長沙市文物考古隊・長沙市文物考古研究所一九九九「長沙走馬樓」22発掘簡報『文物』一九九九―5

日文

- 科研費基盤研究(B)二〇〇七「長沙走馬樓出土具簡に関する比較史料学的研究とそのデータベース化」
- 科研費基盤研究(A)二〇〇九「長沙具簡研究報告 二〇〇八年度特刊」
- 科研費基盤研究(A)・三菱財団法人科学研究助成プロジェクト二〇一〇「長沙具簡研究報告二〇〇九年度特刊」
- 安部聡一郎二〇〇四「長沙具簡にみえる名籍の初歩的検討」『長沙具簡研究報告』第二集
- 阿部幸信二〇〇一「長沙走馬樓具簡所見田種初探」『嘉禾吏民田家前研究—長沙具簡研究報告』第一集
- 稲葉一郎一九八四「漢代の家族形態と経済変動」『東洋史研究』43:1
- 宇都宮清吉一九五三「僮約研究」『名古屋大学文学部研究論集』5 ↓ 『漢代社会経済史研究』所収 弘文堂書房 一九五五年
- 草野靖一九五七「唐律にみえる私賤民 奴婢・部曲に就いての一考察」『重松先生古稀記念九州大学東洋史論叢』九州大学東洋史研究室
- 關尾史郎二〇〇四「史料群としての長沙具簡・試論」『木簡研究』二二七
- 關尾史郎二〇〇六「長沙具簡中の名籍について—史料群としての長沙具簡・試論(一)—」『唐代史研究』九
- 高村武幸二〇〇四「長沙具簡にみえる郷」『長沙具簡研究報告第二集』↓ 『漢代の地方官吏と地域社会』所収 汲古書院 二〇〇八年
- 谷口建速二〇〇八「長沙走馬樓具簡にみえる「限米」—孫吳政權の財政に関する一考察」『三国志研究』第二号
- 谷口建速編二〇一〇「二〇〇九年12月調査簡牘一覽表」科研費基盤研究(A)・三菱財団法人科学研究助成プロジェクト二〇一〇所収
- 谷口建速二〇〇七「竹簡の大きさについて」科研費基盤研究(B)二〇〇七所収
- 谷口建速編二〇〇九「調査簡牘一覽表」科研費基盤研究(A)二〇〇九所収
- 谷口建速二〇〇八「長沙走馬樓具簡にみえる「限米」—孫吳政權の財政に関する一考察」『三国志研究』3
- 仁井田陞一九五二『中国の農村家族』東大出版会
- 濱口重國一九五二『唐の部曲・客女と前代の衣食客』『山梨大学学芸学部紀

要 1

一〇八

- 町田隆吉二〇〇七「長沙具簡よりみた「戸」について—三国呉の家族構成に関する初歩的考察—」『長沙具簡研究報告』第3集
- 宮川尚志一九五六「三国呉の政治と制度」『六朝史研究 政治・社会篇』第三章第三節 日本学術振興会
- 守屋美都雄一九六〇「漢代家族の形態に関する再考察」『中国古代史研究』一 吉川弘文館 ↓ 守屋美都雄一九六八所収
- 守屋美都雄一九六二「漢代の家族—その学説史的展望」『古代史講座』六 学生社 ↓ 守屋美都雄一九六八所収
- 守屋美都雄一九六八『中国古代の家族と国家』東洋史研究会
- 鷺尾祐子二〇〇九『中国古代の専制国家と民間社会—家族・風俗・公私』立命館東洋史学会
- 鷺尾祐子二〇一〇 a 「走馬樓具簡から見える家族の状況について—夫婦間の年齢差などから」科研費基盤研究(A)・三菱財団法人科学研究助成プロジェクト二〇一〇所収
- 鷺尾祐子二〇一〇 b 「長沙走馬樓具簡連記簡の検討—家族の記録について」『中国古代史論叢』7 立命館東洋史学会
- 渡辺信一郎一九七四「漢六朝期における大土地所有と経営(上)(下)」『東洋史研究』33:1:2 ↓ 渡辺信一郎一九八六に改訂収録(第二部第四章)2 世紀から7世紀に至る大土地所有と経営」
- 渡辺信一郎一九七八「古代中国における小農民経営の形成—古代国家形成論の前進のために—」『歴史評論』第344号 ↓ 渡辺信一郎一九八六に改訂収録(第一部第一章「古代中国における小農民経営の形成」
- 渡辺信一郎一九八六『中国古代社会論』青木書店
- 中文
- 陳爽二〇〇六「走馬樓具簡所見「吏帥客」試解」『具簡研究』第二輯
- 高敏二〇〇〇「吏民田家前」中所見「余力田」・常限」田等名称的涵義試析—讀長沙走馬樓簡牘札記之三『鄭州大学学报』社会科学版33:5
- 侯旭東一九九九「長沙走馬樓三国具簡積文補正」『中国文物報』1999年7月21日

- 侯旭東二〇〇一「三国呉簡兩文書初探」『歴史研究』200114
- 侯旭東二〇〇六「走馬樓竹簡の限米与田畝記録―從「田」の類型与納「米」類型的關係説起」『呉簡研究』第二輯
- 侯旭東二〇〇九「長沙走馬樓呉簡《竹簡》貳「吏民人名年紀口食簿」復原的初步研究」『中華文史論叢』200911
- 胡平生二〇〇二「從走馬樓簡《荊》《創》字的釈読談到戶籍的認定」『中国歴史文物』200212
- 蔣福亜二〇〇二「嘉禾吏民田家荊」中の諸吏」『文史哲』200211
- 蔣福亜二〇〇六「長沙走馬樓三国呉簡中の「客」」『中国經濟史研究』200613
- 蔣福亜二〇〇八「呉簡所見呉國前期民屯―兼論魏呉民屯的區別」『中華文史論叢』200811
- 劉家軍二〇〇五「論「走馬樓呉簡」中「限米」的性質」『中国社会經濟史研究』200512
- 于振波二〇〇三「走馬樓呉簡所見佃田制度考略」『湖南大学学报』社会科学版二〇〇三16↓于振波二〇〇四d「走馬樓呉簡初探」に改稿して収録
- 于振波二〇〇四a「筭」與「事」『漢学研究』2212↓「走馬樓呉簡統探」に改稿して収録
- 于振波二〇〇四b「走馬樓呉簡中の「限米」与屯田」『走馬樓呉簡初探』文津出版社2004年
- 于振波二〇〇四c「走馬樓呉簡所見戶與里的規模」『走馬樓呉簡初探』文津出版社2004年

出版社

- 于振波二〇〇四d「走馬樓呉簡初探」文津出版社
- 于振波二〇〇七「走馬樓呉簡統探」文津出版社
- 王素・宋少華・羅新一九九九「長沙走馬樓簡牘整理的新收穫」『文物』199915
- 王素・汪力工二〇〇四「走馬樓孫呉「桓王廟」簡与長沙「孫堅廟」」『呉簡研究』第一輯
- 王素二〇〇九「長沙呉簡勸農掾条列軍州吏等人名年紀三文書新探」『魏晉南北朝隋唐史資料』第25輯
- 汪小烜二〇〇四「走馬樓呉簡戶籍初論」『呉簡研究』第一輯
- 王子今・張榮強二〇〇六「走馬樓簡牘「私學」考議」『呉簡研究』第二輯
- 呉樹平一九八〇「風俗通義校釈」天津古籍出版社
- 謝桂華・李均明・朱国焯一九八七「居延漢簡積文合校」上下 文物出版社
- 張榮強二〇〇四「呉簡中の「戶品」問題」『呉簡研究』第一輯
- 周天游輯注一九八六「八家後漢書輯注」上海古籍出版社

(付記)

本論は、二〇一〇年度科学研究費補助金・基盤研究A「出土文字資料のデータベース化とそれを用いた中国古代史上の基層社会に関する多面的分析」による研究成果である。

(本学非常勤講師)